

座談会

最高裁総務局・人事局・情報政策課  
との座談会

主催 日本裁判所書記官協議会  
日時 平成28年6月2日（木）午後6時  
場所 グランドアーク半蔵門6階

出席者

最高裁判所

総務局 第一課長 清 藤 健 一  
同 参事官 福 家 康 史  
同 第二課長 富 澤 賢一郎  
同 第三課長 佐 野 寛 次  
人事局 総務課長 春 名 茂  
同 参事官 後 藤 尚 樹  
情報政策課参事官 橋 爪 信

日本裁判所書記官協議会

会 長 永 田 浩 昭  
副 会 長 宇 留 川 千 秋  
同 金 井 孝 夫  
事 務 局 長 千 葉 修 也  
総 務 部 長 千 谷 口 典 子  
総 務 部 員 村 上 英 真  
経 理 部 長 原 琢 久  
企 画 調 査 部 長 大 澤 寛  
企 画 調 査 部 員 誉 田 薫

テーマ

- 1 書記官事務の整理について
  - (1) 書記官事務の整理の取組について
  - (2) 今後の取組の予定について
- 2 郵便切手を巡る不適切事務に係る問題を通して窺われる書記官事務の課題等について
- 3 分野ごとの書記官事務の状況等について
  - (1) 民事・行政関係
    - ア 最近の民事事件の動向
    - イ 法改正等
    - ウ 判決原本等の国立公文書館への移管について

(2) 刑事関係

- ア 最近の刑事事件の動向
- イ 法改正等
- ウ 裁判員制度の実施状況等について

(3) 家事関係

- ア 最近の家事事件の動向
- イ 法改正等
- ウ 家事事件における書記官事務の状況
  - (ア) 家事事件全体について
  - (イ) 成年後見関係事件について
- エ 子奪取条約実施法について

(4) 少年関係

- ア 最近の少年事件の動向について
- イ 法改正等

4 書記官事務に関する最近の動向について

(1) 書記官事務の環境整備等について

- ア 音声認識システムやデジタル録音機など、法廷等事件関係室に設置される機器の運用状況及び今後の方向性について
  - (ア) 音声認識システムの運用状況について
  - (イ) デジタル録音機の整備等について
  - (ウ) J・リンクシステムの整備等について
- イ J・NET ポータルに掲載されている「規則集等データベースⅡ」の充実及び「事件情報データベース」の活用について

(2) 録音反訳の運用状況と今後の課題について

(3) 帳簿諸票関係事務の現状と課題について

(4) 書記官事務における秘匿情報の取扱いについて

5 書記官の定員の状況について

6 書記官の給与上の諸問題等について

(1) 書記官全体の処遇について

(2) 級別定数関係について

- ア 5級以下関係
- イ 官職増設関係

7 書記官の任用上の問題について

(1) 書記官の任用政策について

- ア 主任書記官のポストの増設について
- イ 他官庁への出向状況等について

(2) 主任書記官選考について

(3) 女性書記官の管理職登用について

(4) 再任用制度について

(5) 仕事と生活の調和への配慮について

(6) 産前・産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保について

- 8 書記官の人才培养について  
OJT の在り方を始めとする今後の課題と方向性について
- 9 メンタルヘルスについて
- 10 フレックスタイム制について
- 11 各種裁判事務支援システム (MINTAS, KEITAS) の稼働状況等について
  - (1) MINTAS の稼働状況について
  - (2) KEITAS の稼働状況について
- 12 システム開発等と書記官事務について
  - (1) 家庭裁判所や簡易裁判所の情報化について
    - ア 家庭裁判所の情報化について
      - (ア) 家事分野について
      - (イ) 少年事件について
    - イ 簡易裁判所の情報化について
  - (2) 情報セキュリティ (USB メモリ等による非公表情報の持ち出しを含む。) の職員への意識付けについて
  - (3) [REDACTED] と書記官事務への影響について [REDACTED] について、再度の検証及び許可が必要となるのか。」という点も含めて。)
  - (4) システム最適化の現状について
- 13 裁判所のガバナンス及びコンプライアンスについて

千葉事務局長

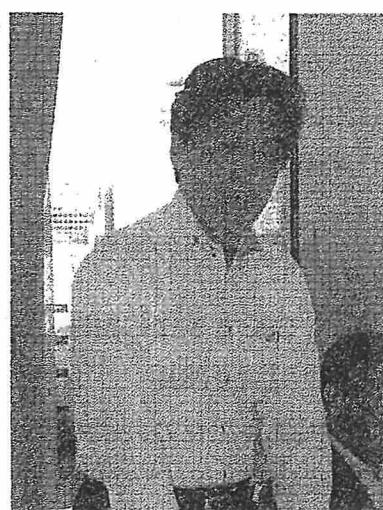
お忙しいところお集まりいただきありがとうございました。只今より総務局、人事局、情報政策課との座談会を開始させていただきます。まず初めに、日本裁判所書記官協議会会長からごあいさつを申し上げます。

永田会長

本日は、お忙しいところ、総務局から清藤第一課長、福家参事官、富澤第二課長、佐野第三課長、人事局から春名総務課長、後藤参事官、情報政策課から橋爪参事官に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日本裁判所書記官協議会の活動に日頃から御理解と御協力をいただいておりますことにも、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

この座談会の結果につきましては、今年も7月に発行する会報書記官に掲載する予定ですが、最高裁事務総局において取り組まれている諸施策の動向や課題をタイムリーに、かつ分かりやすく把握できるということで、全国各地の会員が最も楽しみにし、期待している記事の一つとなっ



永田会長

ております。各局課の御負担は大変重いものとなっているのではないかと推察しておりますが、会員の期待を御斟酌いただき、今年も貴重なお話を伺いできるものと楽しみにしております。

さて、日本社会においては、国際情勢や社会経済環境の大きな変化の中で前例のない様々な問題が発生しております。その解決に向けた司法の役割は年々高まっております。そのような中で、裁判所が国民に信頼される組織であり続けるためには、裁判官だけではなく職員一人一人がこのような時代の要請を的確に見据え迅速に対応しつつ、国民の信頼に応える努力を続ける必要があります。また、裁判所は独立性の高い官職の職員が多数存在する組織ですが、それぞれの職員が個々で事に当たるのではなく、裁判所全体で関係する情報を共有し、組織として対応することが重要です。

このため裁判所においては、「書記官事務の整理」や「これからの人材育成」といった様々な取組が行われています。これらの取組が有効なものとなるためには、その中心となる書記官がその意義や目的を十分に理解した上で取り組むことが必要です。

しかしながら、書記官事務の現状を見ると、書記官が事務の本質を理解せずに、あるいは、個々の事件の処理に当たり裁判官等と共通の認識を持たないまま、適切とはいえない事務処理を行うといった状況がいまだ見られるところであり、これらの取組が十分に浸透していない、あるいは書記官が取組の意義や目的を十分に理解していないのではないかと思われるような状況が見られます。

日書協におきましては、書記官事務の現状も踏まえ、書記官が個々の事件処理において正確で適切な事務を遂行するとともに、司法制度改革等によって導入された制度を着実に、そして安定的に実施するための「専門的知識及び技能の向上」を目指し、様々な企画を検討し、鋭意実施に移していきたいと考えております。

そして、日書協の活動が有効な取組となるためには、最高裁の問題意識や諸施策の意図、目的を踏まえて活動を行っていくことが重要でありますし、最高裁事務総局の方々に日書協の考え方や取組を知っていただくことによって最高裁の施策に生かせるものもあるのではないかと思っております。そういう観点から、本日の座談会では、率直な意見交換をさせていただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

## 1 書記官事務の整理について

### (1) 書記官事務の整理の取組について

大澤企画調査部長

企画調査部長の大澤でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、書記官事務の整理についてお聞かせください。



大澤企画調査部長



佐野総務局第三課長

### 佐野総務局第三課長

書記官事務の整理の取組は、あるべき書記官事務の姿を裁判所全体で共有し、裁判手続に真に必要な書記官事務が合理的に遂行される状態を将来にわたって確保することを目的とするものです。

書記官事務は、裁判運営全体を支えるためのものですから、裁判事務を適正なものとするためには、書記官事務が適正・迅速かつ合理的なものであることが確保される必要があります。また、裁判事務に関連するものである以上、書記官事務の整理の取組は、およそ書記官だけの議論では成り立たないことも理解してもらえると思います。書記官は、自らが提供する書記官事務が実際の裁判や裁判官の訴訟運営にどのように役立っているのかについて関心を持つ必要があります。裁判官が目指すべき裁判の姿を念頭に置いて、その実現のために裁判官との連携協働の在り方を共有していく必要があります。

その上で、あるべき書記官事務の姿を検討するためには、裁判官と書記官との間又は書記官同士で、事務の根拠と目的を共有することが重要です。もちろん、根拠と目的を共有するだけであるべき書記官事務の姿が直ちに明らかになるわけではありません。根拠と目的を踏まえた上で、裁判実務の実情に応じた合理的な事務の姿を追求することによりはじめて、その時点、その場所に応じたあるべき書記官事務の姿が明らかになっていくと考えています。

ここで言うあるべき書記官事務とは、あくまでもその時点、その場所に応じたものであり、法改正などの裁判所を取り巻く環境の変化に応じて書記官事務も進化していくしかない限り、いつかはあるべき書記官事務ではなくなってしまいます。こう考えると、この取組が、決して一時的なものではないことを理解してもらえると思います。

#### (2) 今後の取組の予定について

##### 大澤企画調査部長

今後の取組の予定についてお聞かせください。

##### 佐野総務局第三課長

今後の取組としては、日常の執務の中にある一見何気ない事柄をきっかけに、問題意識が喚起され、各職場において日常的に主体的に執務の検討や実践が展開され、これを地道に続けていくことが非常に重要です。この検討や実践が具体的な事務改善につながれば大きな成果ですが、仮に具体的な事務改善に至らず、日常の執務の中でふと生じた疑問を解決することであったり、現に行われている事務が適正かつ合理的であることが確認されたりするだけでも、それが根拠、目的にさかのぼって検討されているのであれば、本取組の十分な成果です。それによって、当該事務を自信を持って遂行できるとともに適正迅速な

裁判に寄与していることを実感できるようになるからです。このような日々の検討が積み重ねられることで、書記官事務を検討する視点が裁判所全体で共有され、この取組が根付いていくものと考えています。最高裁としては、このような検討に有益と思われる日常的な取組の実例の紹介を含め、各部や各庁における裁判実務についての議論に有益な情報の提供をしていきたいと考えています。

## 2 郵便切手を巡る不適切事務に係る問題（以下「郵券問題」という。）を通して窺われる書記官事務の課題等について

### 大澤企画調査部長

郵券問題を通して窺われる書記官事務の課題等についてお聞かせください。

### 佐野総務局第三課長

昨年、複数の裁判所で不適切な郵便切手の管理が発覚し、それに対する調査結果を本年3月28日に公表しました。調査に当たって多くの書記官に協力していただいたことに、まず謝意を表したいと思います。調査結果報告書は裁判所ホームページに掲載されており、既に一読していただいていると思いますので、ここでは、その内容には触れませんが、もし読んでいない方はぜひ読んでいただきたいと思います。同報告書5ページに記載されているとおり、「書記官が日常の事務の遂行過程で、対応に苦慮する場面に直面することが想定されていたにもかかわらず、長年にわたり、対応策を明確かつ現実的な形で示すことがなかった」ことについて、最高裁事務総局としても責任を痛感しているところです。

ところで、この郵券問題を通して書記官事務に関して、本質的な問題がいくつか浮かび上がりました。

第1に、一見細々とした事務を適正に処理することの重要性です。郵便切手の管理は煩瑣であるというのが多くの書記官の本音だと思いますが、書記官事務の第一義は手続の適正さの確保にあり、いかに煩瑣な事務であっても、それを適正に処理することが書記官の本分です。特に、郵便切手は当事者から金銭に代えて予納してもらったものであり、余剰が生じれば返還すべきものであって、郵便切手の管理が適正に行われなければ、当事者の裁判所に対する信頼を失墜させることになります。ところが、今回の郵券問題を通して、郵便切手の管理の適正さに対する書記官の認識が必ずしも十分ではないように思われました。そして、このことは単に郵便切手の管理にとどまらず、業務系システムのデータ入力の際の点検、郵便の発出時における宛名等の確認等、日々の細かな事務処理においても当てはまるのではないかと危惧されます。今一度、細々とした事務処理を通してどのように適正さを確保しようとしているのか、その意義を再確認していただきたいと思います。

第2に、当事者の便宜や事務処理の迅速は金科玉条ではないということです。郵券問題において、当事者の便宜や事務処理の迅速を理由として、記録外の郵便切手で両替したり立て替えたりしたという事例が散見されました。一見するともっともな理由のように思え

るのが危険なところです。記録外の郵便切手を事務処理に使用することは、銀行の預金担当者が顧客から受領した金銭をポケットマネーと交換するようなものであり、適正さを著しく害することは言うまでもありません。いかに当事者の便宜や事務処理の迅速のためであっても、公正中立さや適正さを害してはいけないのです。あるいは、もしかしたら当事者に予納を求めることが難しかったり面倒だったりしたために、当事者の便宜や事務処理の迅速を正当化のための口実にしたのかもしれません、仮にそうだとすれば当事者対応の在り方として問題です。難しい対応の場合には、担当者に任せきりにしないで、管理職員等がフォローしながら組織として対応することが必要ですが、最も重要なことは、どのように対応に苦労しても、一貫して公正中立さや適正さを堅持することです。

第3に、悩みを共有して解決するために現場からの発信が必要であるということです。郵券問題では、前任者から事実上受け継いだ記録外の郵便切手の処理に困っていたので、調査を通じて報告・相談することができて良かったという感想が複数の書記官から寄せられました。このような発言があるということは、現場において処理に困ることがあった場合に、上司や周囲の職員に相談できなかったり、あるいは、相談したにもかかわらず解決のための議論が行われなかったり、組織のより上層部に問題提起されなかったりした可能性があります。従前から事実上行われていると、なかなか問題意識を発信しにくいかもしれません、先例にとらわれず問題意識を持つことは事務改善の第一歩であり、問題意識を持った人は勇気を出して率直に発信し、上司や周囲の職員はそれを高く評価して一緒に議論して解決に向けて努力する必要があります。

今回の郵券問題は、手続の適正さの確保の担い手である書記官に対する国民の信頼を非常に大きく損ねました。最高裁としては、郵便切手の適正な管理を確保できるように、規範をより明確にするとともに管理態勢の実質化を検討していますが、最も重要なことは、個々の書記官が、郵券管理はもとより、種々の事務処理を日々適正に実践し、もし問題や疑問があれば率直に発信することです。書記官が手続の適正さの確保の担い手であることについて、その重みを自覚するとともに誇りを持っていただきたいと思います。

### 3 分野ごとの書記官事務の状況等について

大澤企画調査部長

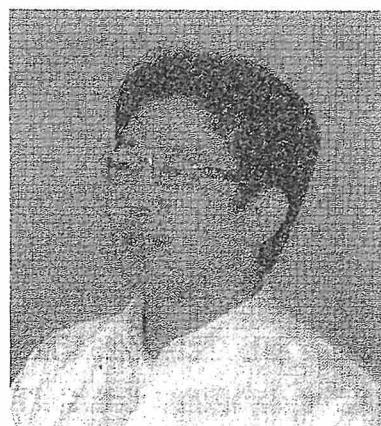
分野ごとの最近の動向と、それに伴う書記官事務の状況等について、お聞かせください。

清藤総務局第一課長

#### (1) 民事・行政関係

##### ア 最近の民事事件の動向

最近の民事事件の事件数の動向について、平成27年の全国の新受件数は、全体としては平成26年に引き続き減少し



清藤総務局第一課長

ています。

地裁の訴訟事件（15万2527件、前年比+約0.59%）及び簡裁の訴訟事件（33万3476件、前年比+約0.6%）については、平成27年になって下げ止まりつつありますが、反転増加の兆しまでは認められず、全般的には落ち着いた状態にあります。なお、平成21年までの地簡裁の訴訟事件の増加の大きな要因であった不当利得返還請求事件は終息に向かいつつあると言えます。

そのほか、平成15年をピークに減少している破産事件（7万1533件、前年比-約2.5%）、平成22年に減少に転じた不動産執行事件（2万5470件、前年比-約9.31%）も事件数が減少しています。

#### イ 法改正等

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年法律第96号）及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則（平成27年最高裁判所規則第5号）は、一部の規定を除き、平成28年10月1日から施行されます。今後、この法律及び規則に基づく手続の円滑な導入に向けて、所要の通達等の整備が予定されています。

民法の改正については、債権関係の規定について、約200項目にわたり見直した民法の一部を改正する法律案が、現在、国会で審議されています。法案が成立した際には、各府に對して情報提供を行う予定です。

次に、民事執行法の改正については平成27年10月から民事執行手続に関する研究会において現状の問題点の有無や法改正の要否も含めた検討が進められており、平成28年中に法制審議会への諮問が見込まれています。

#### ウ 判決原本等の国立公文書館への移管について

最高裁判所においては、公文書等の管理に関する法律第14条（旧国立公文書館法15条）の規定により平成21年8月5日に内閣総理大臣と最高裁長官との間で締結された申合せ等により、保存期間が満了した裁判文書のうち歴史資料として重要なものである①民事事件（民事訴訟事件、行政訴訟事件及び人事訴訟事件）の判決原本等、②事件記録等保存規程第9条第2項により特別保存に付されている民事事件の事件記録等及び③大審院時代（裁判所法の施行の日（昭和22年5月3日）前）に備え付けられた帳簿諸票を国立公文書館へ移管することとされています（③については、平成25年の申合せ等の改訂により、新たに移管することとされました。）。

上記申合せ等を受けて平成22年2月1日に策定された移管計画（第1期）により、平成24年までに、①及び②のうち全ての裁判所の昭和30年までに完結した事件に係るものが移管されました。平成25年以降については、同年6月26日に策定された移管計画（第2期）により、平成29年までに、①及び②のうち昭和37年までに完結した事件に係るもの及び③のうち民事事件の事件簿が移管されることになっており、平成27年は大阪・高松高等裁判

所管内のものが移管されました。平成28年は広島・札幌高等裁判所管内のものの移管が予定されており、平成29年も他の裁判所のものを移管していくことになります。

## (2) 刑事関係

### ア 最近の刑事事件の動向

最近の刑事事件の事件数を見ると、平成27年の刑事訴訟事件の新受人員は、高等裁判所が6016人（前年比+約1.9%）、地方裁判所が7万5567人（前年比+約3.8%）、簡易裁判所が28万3815人（前年比-約3.1%）（うち略式事件数は27万5994人）となっており、刑事事件全体として新受事件総数は減少傾向にあります。

### イ 法改正等

法改正関係では、平成25年6月19日に公布された刑法等の一部を改正する法律及び薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律は、未施行となっていた刑の一部執行猶予部分が平成28年6月1日から施行されており、これに先立ち、手続の円滑な導入に向けて、規則や通達の改正等について所要の手当てを行ったところです。また、先ごろ成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律が、段階的に施行されますが、新たな制度を多数導入することを内容とするものであり、書記官事務にも大きく影響する見込みであることから、こちらについても同様に規則や通達の改正等の手当てを行う予定です。

### ウ 裁判員制度の実施状況等について

平成21年5月21日の裁判員法施行後、平成28年3月末までの裁判員裁判対象事件の新受人員の累計は1万0684人であり、罪名別の内訳で見ると、強盗致傷事件2512人、殺人事件2272人、現住建造物等放火事件1050人などとなっています。また、判決で終局した人員（裁判員法3条1項に基づく除外決定のあった人員は除く。）は8791人であり、このうち否認事件は3845人となっています。

平成27年の裁判員裁判で裁判員に選ばれた方は6767人です。裁判員を経験された方に対するアンケート結果によりますと、審理の内容の理解のしやすさは前年に比べ若干の上昇が見られます。また、評議における議論の充実度についての評価は年々上がっており、裁判所職員の対応、裁判所からの情報提供、裁判所の設備などに対する全体的な印象については、引き続き多くの方から適切なものであると評価していただいております。

裁判員制度は、施行後7年が経過しましたが、国民の熱心な協力の下、これまでのところ概ね順調に運営されています。裁判員を経験された多くの方々から、裁判員として裁判に参加したことは良い経験であったと高く評価していただいている一方で、様々な課題も明らかになってきており、今後も制度導入の理念や刑事裁判の基本的なありように常にたち返りつつ、検証、改善の努力を続けていくことが必要です。また、今後も更に広く裁判所や裁判員制度についての理解を深め、裁判所を身近なものと感じていただくため、引き続き、各庁の実情に応じて、これまでの経験、実績も適宜活用しながら、出前講義等の広報活動により国民に積極的に働き掛けていくとともに、このような機会に裁判員制度に対

する国民の生の声を聴き、組織的に裁判員制度の運用の改善に役立てていくことも重要です。

富澤総務局第二課長

(3) 家事関係

ア 最近の家事事件の動向

平成27年における家庭裁判所の家事事件総数の新受件数は、96万9953件（前年比+約6.5%）となっており、平成26年にこれまでの増加傾向から減少に転じたものの、平成27年は再び増加に転じています。その主な内訳を見ると、家事審判事件は78万4112件（前年比+約7.3%）、家事調停事件は14万0830件（前年比+約2.6%）、人事訴訟事件は1万0338件（前年比-約1.8%）と人事訴訟事件を除いていずれも増加に転じていますが、このうち、家事審判事件の新受件数が増加に転じた主な要因としては、後見等監督处分事件及び後見人等に対する報酬付与事件を中心に、依然として後見関係事件の増加傾向が続いていることが挙げられます。

また、いわゆるハーグ条約の締結に伴う国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（以下「子奪取条約実施法」という。）に基づく子の返還申立事件の新受件数は、平成26年（施行された4月以降）が9件、平成27年が26件（うち4件は移送件数であるため、当事者から申し立てられた子の返還申立事件は22件）となっています。

イ 法改正等

家事事件に影響する法改正の動向としては、平成28年4月13日、成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が公布され、同年10月13日から施行される予定です。これにより、成年後見人による成年被後見人宛ての郵便物等の管理や成年被後見人の死亡後の成年後見人の権限について新たな規定が設けられることとなるため、現在、事務フローや通達改正の検討作業を行っているところです。また、人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄に関する規律等の整備について、平成27年10月、法制審議会総会において「人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制の整備に関する要綱」が採択され、法務大臣に答申された後、平成28年2月26日、人事訴訟法等の一部を改正する法律案が国会に提出されたほか、平成27年12月16日の最高裁判所大法廷判決（平成25年（オ）第1079号損害賠償請求事件）において、民法733条1項の規定のうち、100日を超えて再婚禁止期間を定める部分が、憲法14条1項及び24条2項に違反すると判断されたことを受けて、女性の再婚禁止期間を6か月から100日に短縮すること等を内容とする民法の一部を改正する法律が平成28年6月1日に成立しました。また、平成27年4月から、法制審議会民法（相続関係）部会において相続に関する規律の見直しについて審議が行われており、これらの法改正や議論の動向については、引き続き各府に對して必要な情報提



富澤総務局第二課長

供を行う予定です。

#### ウ 家事事件における書記官事務の状況

##### (ア) 家事事件全体について

家事事件手続法（以下「家事法」という。）施行から約3年半が経過し、実務の運用が定着しつつある一方で、家事法の施行後、浮かび上がってきた運用上の問題点として、子の意思の的確な把握・考慮、手続の透明性確保のための新制度（相手方当事者の審問への立会い、事実の調査の通知等）の適切な運用、テレビ・電話会議の更なる活用、調停に代わる審判の活用などが課題となっています。

また、家事法の下における家事調停事件においては、その法的紛争解決機能の強化が求められており、裁判官のみならず、書記官、家裁調査官、調停委員等の関係職種が問題意識を共有し、それぞれの役割を適切に果たしていく必要があります。家事事件を担当する裁判官を始めとする関係職種が参加した協議会等においては、関係職種の果たすべき役割や、これまでの取組の効果検証の在り方に重点を置いた議論が行われ、協議の結果については、家庭局から全庁に対し還元されたところです。

最高裁判所においては、引き続き、協議会等を通じて各庁の実情把握に努めるとともに、必要に応じて適切な情報提供を行っていきたいと考えています。

##### (イ) 成年後見関係事件について

平成27年における成年後見関係事件（後見開始等、保佐開始等、補助開始等及び任意後見監督人選任事件）の新受件数は、前年比約1.6%増の4万4462件と、高水準で推移しており、高齢化の進行等や成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年5月13日から施行されたことに伴って、今後もますます成年後見制度の利用が増えることが予想されます。

一方で、後見人等が不正行為を行い、逮捕、起訴され、実刑判決を受けた事例が報道されるケースも後を絶たない状況にありますが、平成27年1月から12月までの間に全国の家庭裁判所から報告された後見人等による不正事案は521件、被害総額は約29億7000万円と、前年に比べて件数が約4割、被害総額が約5割減少しています。

これは、不正防止に向けた裁判所の取組が一定の効果を上げ始めていることによるものと考えられますが、家庭裁判所において後見人等による不正行為に適切に対処しつつ、専門職後見人等の活用や後見制度支援信託の利用を拡大し、更なる不正防止策の充実を図っていくことが喫緊の課題であることに変わりはありません。特に、後見人等による不正行為を防止するためには、導入後4年余りが経過した後見制度支援信託の更なる活用が重要となるところ、平成24年2月1日から平成28年2月末日までの間の全国の利用事件数は1万0685件となっており、利用の拡大が進んでいるものの、庁ごとの利用状況にバラツキがある点や、支部、出張所における利用件数が低調であることから、各種協議会において本庁による支部、出張所への支援の在り方について協議されており、今後、更なる活用に向

けた運用改善が図られるものと考えています。

なお、各府においては、累増する後見等監督処分事件等について実効的かつ合理的な事件処理を図る観点から、家庭裁判所が果たすべき必要かつ十分な後見等監督について認識の共有化を図りつつ、後見等監督の在り方の見直しの必要性、有効性等についての検討・取組が進められているところです。後見事件担当裁判官や書記官が参加した協議会や研究会においては、前年に引き続き後見等監督の在り方に関する協議が行われ、後見等監督における運用上の諸問題、不正防止策の拡大に向けた取組と課題についての具体的な議論が行われました。

最高裁判所においては、今後も各府の取組を支援するため、各種協議会等を通じて各府の実情把握に努めるとともに、必要に応じて適切な情報提供を行っていきたいと考えています。

#### エ 子奪取条約実施法について

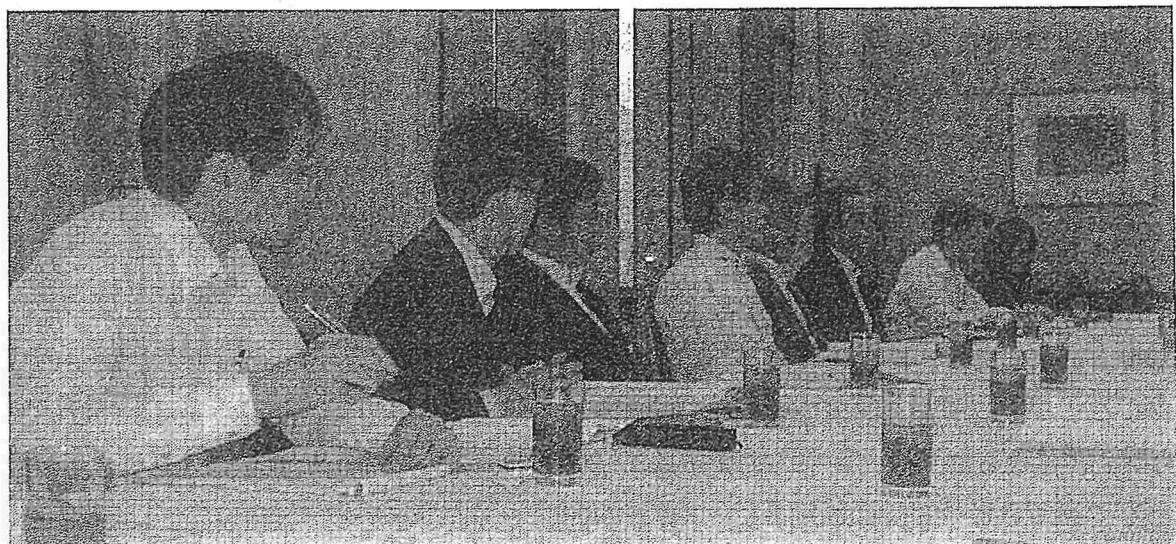
子の返還申立事件の第一審における管轄については、東京家裁と大阪家裁に集中しますが、子奪取条約実施法に特則が設けられた家事事件の手続に関しては、全国の家庭裁判所に影響があります。

最高裁判所においては、運用上の支障が生じないように、中央当局である外務省を始めとする関係機関との間で必要な協議を行うとともに、東京家裁、大阪家裁のほか、抗告審となる東京高裁及び大阪高裁との間で意見交換を行っています。

#### (4) 少年関係

##### ア 最近の少年事件の動向について

少年保護事件の新受人員は、昭和58年（68万4830人）以降減少し、平成27年は前年比約13.1%減の9万3395人となっていますが、近年、再非行少年率が過去最高水準で推移するなど、家庭裁判所における少年審判の教育的機能や再非行防止機能については、これまで



日本書協側

以上に社会から厳しい目が向けられているところです。そこで、少年の健全な育成に向けてこれまで以上に少年審判機能の充実を図る必要があることから、平成27年度の協議会等においては、手続の受付段階から終局段階までの事務処理における職種間連携に焦点を当てて、実践的な議論が行われました。

#### イ 法改正等

公職選挙法等の一部を改正する法律が、平成27年6月19日に公布され、一部の規定を除いて平成28年6月19日から施行されますが、この法律の附則5条には、選挙犯罪等についての少年法の特例として、家庭裁判所は、当分の間、満18歳以上20歳未満の者による選挙犯罪等のうち連座制に係る事件について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法20条1項の決定（検察官送致決定）をしなければならない旨が定められています。これらの規律に関する運用の在り方は、個別の事案に応じて判断されるべき事項ですが、その立法趣旨を十分に踏まえることが求められます。

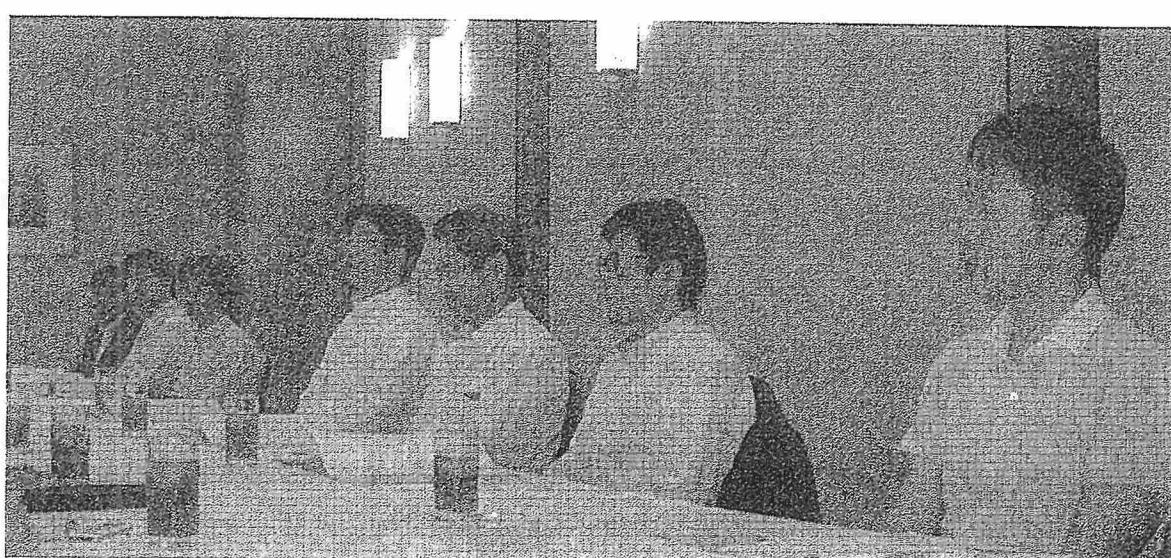
また、平成28年5月24日に刑事訴訟法等の一部を改正する法律が成立し、この法律では、弁護人の選任に係る教示事項の拡充及び証人等の氏名及び住居の開示に係る措置の制度が創設され、この部分については公布後6か月以内に施行される予定ですが、最高裁判所においては、現在、刑事訴訟法改正の趣旨及び内容のほか、少年法制に係る諸規定及び少年審判手続の運用を踏まえて、少年審判規則の一部改正に向けて検討しているところです。

#### 4 書記官事務に関する最近の動向について

##### (1) 書記官事務の環境整備等について

大澤企画調査部長

書記官事務に関する最近の動向として、書記官事務の環境整備等についてお聞かせください。



最高裁側

### 佐野総務局第三課長

#### ア 音声認識システムやデジタル録音機など、法廷等事件関係室に設置される機器の運用状況及び今後の方向性について

##### (ア) 音声認識システムの運用状況について

連日的に証拠調べが行われる裁判員裁判において、一般市民である裁判員等が必要に応じて法廷における証言内容を迅速に確認することができる検索ツールとして平成21年5月の制度運用に合わせて全国の裁判員裁判法廷(60庁)に音声認識システムを整備しました。

本システムは、平成26年度に障害発生リスクの低減化等を目的として機器構成の単純化とそれに対応したアプリケーションの改修を行い、現在、概ね安定的に稼働していると考えています。

今後も、引き続き安定的な運用が行えるよう技術的なサポートを行っていきたいと考えています。

##### (イ) デジタル録音機の整備等について

法廷用録音機については、平成22年度までに、高等裁判所・地方裁判所・簡易裁判所の法廷及び家庭裁判所の人事訴訟用法廷に設置されている録音機を全てデジタル化したほか、出張尋問等において利用するためのデジタル録音機(持ち運び可能なもの)などについても随時整備してきました。また、当初デジタル化のために整備した録音機については、平成25年度及び平成26年度に全て新しいデジタル録音機に更新されています。

今後も、各庁の逐語録の作成に支障が生じないように、使用年数に応じた計画的なデジタル録音機の更新を進めていきたいと考えています。

なお、平成25年度及び平成26年度に更新整備したデジタル録音機については、さまざまな不具合が発生したことにより、御迷惑をおかけしましたが、修正プログラムの適用や機体の交換をお願いしたことで、現在ではいずれの不具合も解消され、概ね安定的に稼働しているものと考えておりますが、引き続き録音に際してバックアップ態勢は励行するようしてください。

### 清藤総務局第一課長

#### (ウ) Jリンクシステムの整備等について

刑事訴訟法等の一部を改正する法律により、同一構内以外の裁判所の規則で定める場所にその証人を在席させて行う、いわゆる構外ビデオリンク方式による証人尋問に関する事が、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されるため、今後、構外ビデオリンク方式による証人尋問が円滑かつ迅速に行えるよう、必要な検討を行っていきます。

##### イ J・NET ポータルに掲載されている

[REDACTED]

(2) 録音反訳の運用状況と今後の課題について

大澤企画調査部長

録音反訳の運用状況と今後の課題について、お聞かせください。

佐野総務局第三課長

録音反訳方式は、平成9年に、当時増大が見込まれていた逐語調書の需要に対応するために導入され、平成10年3月20日には、録音反訳方式に関する事務の運用方法等を定めた通達（「録音反訳方式に関する事務の運用について」以下「通達」という。）が発出されました。導入から約19年余りが経過しましたが、その間、順次導入府が拡大され、現在では、ほぼ全ての府において利用されています。

録音反訳方式を利用した逐語調書の作成は、明瞭な音源の確保、立会メモの作成、参考資料の選別、反訳初稿の校正という一連の段階を経て行われるものであり、その過程で裁判所外の業者である録音反訳業者に、契約に基づいて反訳作業を行わせるというものです。

録音反訳業者は、裁判所から送付される音源の録音状態、立会メモ及び参考資料だけを頼りに反訳書を作成します。そのため、パスワードの設定ミスなどで音源が聞けないと反

訳作業自体が行えなくなってしまうことはもちろん、裁判所から送付される音源が不明瞭であったり、立会メモで固有名詞等が適切に記載されていなかったりすれば、録音反訳業者が行う反訳の質が下がることは当然のことです。書記官は、送付する前には、  
[REDACTED]

[REDACTED] を確認するとともに、そもそもどのような音源や立会メモ、資料を送付すれば業者の反訳に資するかを意識した事務を行う必要があります。

また、録音反訳方式は、録音反訳業者との間で双務契約を締結して行っているものですから、発注者である裁判所も受注者である録音反訳業者も、双方共にこの契約に従った義務を履行する必要があるとともに、契約の内容になつてない事柄を相手方に要求することはできないことは当然のことです。ところが、現実には、仕様書に記載のない様式の使用や書式設定を個別に依頼したり、本来の提出期限よりも早い時期に反訳初稿を提出させるように個別に連絡をしたりするなど、録音反訳方式が契約に依拠したものであることを認識していないような行為が行われることがあると聞きます。録音反訳方式を利用する際は、録音反訳業者はあくまでも対等な契約の一方当事者であることを意識してもらう必要があると思います。

なお、先ほど述べたとおり、通達に定めのある録音反訳方式は、逐語調書の作成のために導入されたものですから、証人の供述等を録音した録音テープを反訳して逐語調書を作成するために利用されることを想定しています。

#### (3) 帳簿諸票関係事務の現状と課題について

大澤企画調査部長

帳簿諸票関係事務の現状と課題についてお聞かせください。

佐野総務局第三課長

帳簿諸票関係事務は、事件処理に直接結びつく事務ではないこと等から、その重要性が認識しにくいことがあるかもしれません、帳簿諸票は、事件記録と相まって、事件処理の経緯等を明らかにする資料となるものですので、その重要性を再認識していただき、適正な事務を行うようにしてください。

#### (4) 書記官事務における秘匿情報の取扱いについて

大澤企画調査部長

書記官事務における秘匿情報の取扱いについてお聞かせください。

佐野総務局第三課長

裁判所において秘匿すべきであると判断した情報については、裁判所の意図に反して流出させることのないように適切に管理する必要があり、そのためには裁判官を含めた関係職員間で、問題意識を共有し、共通の視点を持って日々の事務処理態勢を構築しておく必要があると考えられます。平成27年2月19日付け総務局第一課長、民事局第一課長、刑事局第二課長及び家庭局第一課長事務連絡「秘匿情報の適切な管理について」において、秘

匿情報の適切な管理のために必要な視点等が、同年4月30日付け民事局第一課長及び総務局第三課長事務連絡「民事非訟手続における秘匿情報の適切な管理について」において、民事非訟手続について各庁で作成されている秘匿情報の申合せの内容や考え方が、平成28年4月26日付け家庭局第二課長及び総務局第三課長事務連絡「家事事件手続における非開示希望情報等の適切な管理について」において、家事事件手続における非開示希望情報等の適切な管理のために必要な視点等がまとめられており、これを参考にしつつ各庁において適切な事務処理態勢の構築に向けた検討を行っていただいていることと思います。

秘匿情報の取扱いについては、その漏洩が重大な結果を生じさせてしまうこともあります。適切な事務処理態勢の構築に向けた検討の結果を庁全体で共有して事務処理に遗漏のないようにしていただくことはもちろん、一度検討して事務処理態勢を構築することでよしとしないで、時宜に応じてブラッシュアップのために検討や議論を行って、より良い事務を行っていただきたいと考えています。

## 5 書記官の定員の状況について

大澤企画調査部長

書記官の定員の状況についてお聞かせください。

富澤総務局第二課長

平成28年度の増員要求については、国家公務員の定員を巡る極めて厳しい情勢の下、裁判所としては、社会経済情勢の変化を背景として一層の複雑困難化が進んでいる民事訴訟事件について、適正かつ迅速な処理を図る態勢を整備する必要がある旨を、また、家事事件については、家事事件手続法の趣旨を踏まえた適正な手続を実現するとともに、引き続き増加傾向にある成年後見関係事件に適切に対応するための態勢を整備する必要がある旨を財政当局に説明して折衝を重ねた結果、書記官について34人の増員が実現し、また、書記官への振替要求については、5人の振替が実現しました。

## 6 書記官の給与上の諸問題等について

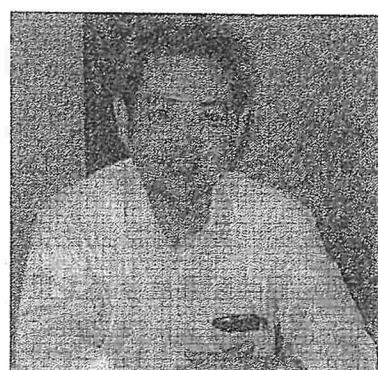
大澤企画調査部長

書記官の給与上の諸問題に関し、お聞かせください。

春名人事局総務課長

### (1) 書記官全体の処遇について

書記官の給与上の処遇については、書記官の法律専門職としての高度の専門性、職務の複雑・困難性、書記官の権限拡大、職責の増大などを踏まえ、級別定数改定や官職増設について鋭意折衝を行い、国家公務員の人事費を巡る情勢がこれまで以上に厳しい中、適正な昇格運用の枠組みを



春名人事局総務課長

維持するのに最低限必要なものを確保したところです。

級別定数の拡大を巡る情勢が年々厳しさを増していることから、今後の級別定数の拡大は極めて困難であることが予想され、これまでの昇格運用が維持できるか予断を許さない状況ですが、定員振替や増員による書記官の年齢構成の変化という状況を踏まえて、書記官の適正な昇格運用の枠組みを維持することができるよう、引き続き努力をしていくつもりです。

#### (2) 級別定数関係について

平成28年度予算の級別定数の改定折衝においては、国家公務員の人事費を巡る厳しい情勢に加え、人事評価結果に基づく昇格運用が本格化し、昇格水準の抑制を含めた見直しが求められる中、裁判部門の執務態勢をより充実強化する必要があることや書記官の職責が増大していること、また、裁判所においては従前から成績主義・能力主義に則った昇格運用を行ってきていていることを強く主張し、粘り強く折衝に当たりました。その結果、次に述べるとおり、裁判部門において中心的な役割を担っている中堅書記官の処遇が後退しないよう、5級以下を中心に一定の成果を上げることができたものと考えています。

#### ア 5級以下関係

書記官については、これまでの大幅な定員振替及び増員による年齢構成の変化及び級別定数の構成比率の変動に伴い、書記官の適正な昇格運用の維持が困難となることを避けるため、引き続き5級、4級及び3級について定数の切上げを要求し、粘り強く折衝を行った結果、現在の昇格運用の枠組みを最低限度維持するために必要な数の切上げが認められました。

#### イ 官職増設関係

官職増設については、裁判部門における執務態勢の充実強化を図るため、横浜家裁に次席書記官を増設することが認められました。また、主任書記官についても、一定数の増設を確保することができました。

### 7 書記官の任用上の問題について

#### (1) 書記官の任用政策について

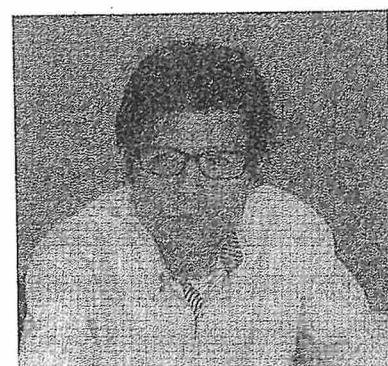
大澤企画調査部長

書記官の任用政策についてお聞かせください。

後藤人事局参事官

#### ア 主任書記官のポストの増設について

下級裁判所の裁判部門の充実強化への取組にとって、主任書記官の配置は極めて重要であることから、「書記官の給与上の諸問題等について」のところで説明したとおり、平成28年度予算においても、一定数の主任書記官の増設を



後藤人事局参事官

実現することができました。

適正迅速な裁判の実現に向けて裁判部の職員が十分に能力を発揮できるような指導監督態勢を維持・強化できるよう今後も引き続き必要な整備について、努力をしていきたいと考えています。

#### イ 他官庁への出向状況等について

平成28年4月1日現在、国会関係（衆・参議院）や行政省庁など全11か所に合計35人が出向しています。出向期間は、通常は2年の予定となっています。

他省庁等への出向は、裁判所以外の組織を経験することによって視野が拡大し識見が高まるため、出向者自身の能力向上や専門性を深めることに資するところが大きく、ひいては、それを組織に還元することにより、組織にとっても有用性が高い等のメリットもあることを考慮に入れつつ、事件処理に必要な書記官を確保することを前提に、今後も出向先及び人数について検討していきたいと考えています。

#### (2) 主任書記官選考について

大澤企画調査部長

主任書記官選考についてお聞かせください。

後藤人事局参事官

主任書記官選考についてですが、現在は、すべての高裁において公募による主任書記官選考が実施されています。これは、主任書記官の果たすべき役割がこれまで以上に重要なことを踏まえて、意欲と能力のある職員を公平で透明な手続によって広く登用していくという趣旨によるものだと認識しています。また、公募制の場合、子どもの養育など自らのライフサイクルを踏まえて、いつごろ選考を受験するかということを自ら選択することが可能であることから、男女共同参画社会における女性の主任書記官の積極的登用に資するのみならず、仕事と生活の調和を考える上でも望ましい方法の一つではないかと考えています。

#### (3) 女性書記官の管理職登用について

大澤企画調査部長

女性書記官の管理職登用についてお聞かせください。

後藤人事局参事官

裁判所においては、書記官に限らず女性職員の採用・登用拡大を意識した具体的取組等を通じて、これまでも意欲と能力のある女性職員の積極的な登用を進めてきたところですが、国全体の取組として、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」により数値目標の設定を含む事業主行動計画策定が義務付けられたことに伴い、今般、裁判所特定事業主行動計画を策定・公表しました。

裁判所においては、女性の採用比率が約5割と行政省と比較して高く、在職者についても女性割合が約4割である現状からすると、今後、組織活力を維持・向上するためには、

女性の登用をより積極的に推進することが不可欠であると考えています。今後とも、適材適所の任用配置という観点を踏まえつつ、職員の家庭事情に配慮した異動の実施に努めるとともに、女性職員への助言・指導等を含むキャリア形成支援の充実、管理職業務の見直しや管理職に対するサポート態勢の充実などといった勤務環境の整備等に努めていきたいと考えています。

また、女性職員が主任書記官等の管理職員への昇任をためらう理由として、広域異動への抵抗感や責任が重くなることへの負担感などが指摘されてきたところですが、引き続きこのような抵抗感や負担感等の解消に向けて取り組んでいく必要があることに加えて、登用後の女性職員に能力を発揮してもらうとともに、後進の女性職員の登用もさらに進めていくためには、現状の管理職員の働き方を変えて、仕事と生活の調和の実現を図っていく意識を持つ必要があると考えています。仕事と生活の調和の実現は、女性職員の登用場面に限らず、職員全員が職場で活躍していただく上でも大切な観点です。働き方を見直す上では、個々人の意識だけではなく、職場全体としての取組も不可欠ですから、各職場での理解と協力もお願いしたいと考えています。

#### (4) 再任用制度について

大澤企画調査部長

再任用制度についてお聞かせください。

後藤人事局参事官

国家公務員の雇用と年金の接続について平成25年3月26日に閣議決定があり、同閣議決定においては、平成25年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないよう、当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとすることで、国家公務員の雇用と年金を確実に接続することとされています。

裁判所に対しては、上記閣議決定の効力が直接及ぶものではありませんが、裁判所においても、上記閣議決定の趣旨を踏まえて、裁判所職員の雇用と年金が確実に接続されるよう、再任用を行っていくこととしています。

したがって、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間については、再任用を希望する職員が国家公務員法上の欠格事由や分限免職事由に該当しない限り再任用を行っています。

また、今後、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられ、定年退職後に無収入となる期間が伸びることから、再任用希望者（任期の更新希望者を含む。）が増加し、それに伴って再任用前の勤務地以外の場所での再任用を希望する者も増加していくことが予想されます。このため、再任用者の任用配置に当たっては、他の地家裁管内での再任用を希望した者の勤務地の調整や、再任用希望が小規模庁に集中した場合の勤務

地の調整、さらには現役職員の異動ローテーションとの調整等、種々困難な問題に直面するものと思われますので、最高裁としても各高裁と緊密な連携を図りながら適切な対応を行っていきたいと考えています。

(5) 仕事と生活の調和への配慮について

大澤企画調査部長

仕事と生活の調和への配慮についてお聞かせください。

後藤人事局参事官

書記官については、若い世代を中心に、能力開発、適性発見等の観点に立って、可能な限り多様な職務経験を積んでもらっているところですが、異動計画の策定に当たっては、職員一人ひとりが、やりがいや充実感をもって働き続けることができ、また家庭生活等においても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるよう、仕事と生活の調和の観点も踏まえ、管理職員による面談を通じて、職員の意向や家庭状況等の個別具体的な事情の的確な把握に努めており、これらの事情を十分に勘案しつつ、職員の意欲と能力に基づき、適性や職務経験等に応じたバランスの良い任用配置が図れるよう十分配慮しています。

(6) 産前・産後休暇、育児休業制度等における代替要員の確保について

大澤企画調査部長

産前・産後休暇、育児休業制度等における代替要員の確保についてお聞かせください。

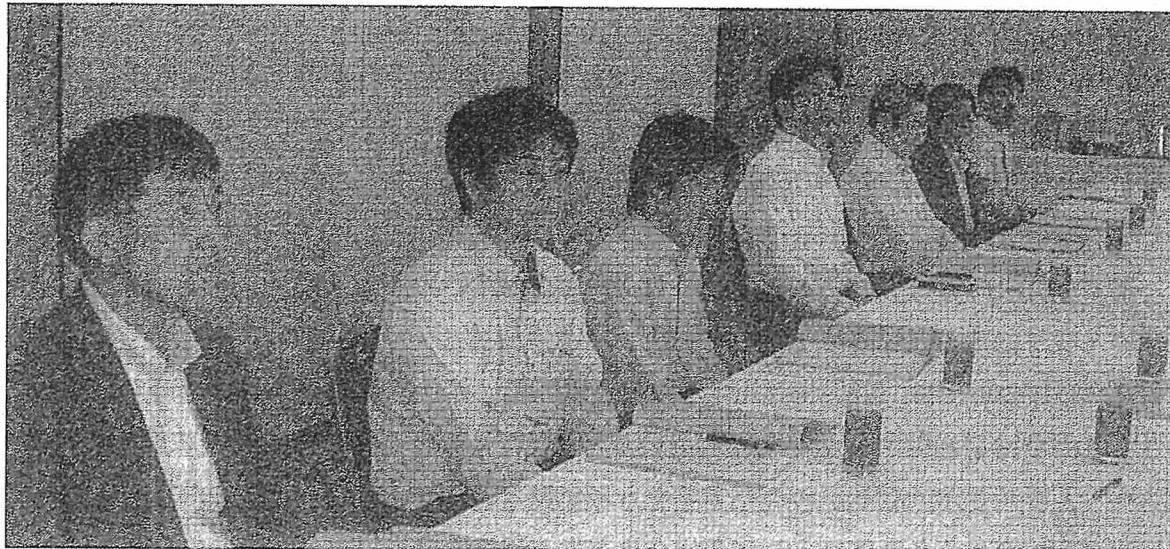
後藤人事局参事官

職員が育児休業をすることになった場合には、業務に支障が出ないように、業務分担の見直しや、任期付採用及び臨時の任用制度の利用による代替要員の確保を検討するなどして、職員が安心して育児に専念できるよう配慮しているところです。

そのため、書記官が育児休業をすることになった場合には、書記官による任期付採用や臨時の任用を行うのが望ましいのですが、書記官に任命できる者を代替要員として確保することは困難な状況にあります。そこで、書記官に任命できる代替要員を確保するために、退職予定者に対し退職後の任期付採用や臨時の任用の希望に関する調査を行うなどして、候補者の確保に努めているところです。今後とも、育児休業期間においても業務に支障が生じないように必要な配慮をしていきたいと考えています。

加えて、産前・産後休暇期間中の代替措置としても、休職者や年度途中の離職者がいる等の限られた場合ではありますが、書記官に任命できる者を代替要員とする臨時の任用を行っています。

女性書記官の増加や育児休業の取得促進等により、今後も、育児休業者が高い水準で推移することが見込まれますが、引き続き、育児休業者が安心して育児に専念できるような勤務環境を整えるべく、今後とも代替要員の確保等に努めていく必要があるものと考えています。



最高裁側

また、平成19年8月1日に導入された「育児短時間勤務制度」は、子育て中の職員にとって利用しやすいものとするよう配慮する必要がありますが、一方で公務運営に与える影響も大きいと言わざるを得ない場合もあります。そのため、職員全体の理解を得ながら、配置や業務分担を工夫することなどによって、裁判所の業務においても比較的対応しやすいと考えられる勤務時間の割振りを通達で示しています。この通達で示された割振りに当てはまる請求については、基本的に配置や業務分担を工夫することなどにより、できる限り速やかに承認されるものと考えており、実際そのような運用がされていると認識しています。

その割振りに当てはまらない請求については、公務運営に与える影響を考慮しつつ、異動等も視野に入れて慎重に検討せざるを得ないと考えています。

さらに、任期付短時間勤務職員を確保する必要性も高いと考えられますが、任期付短時間勤務職員は、育児短時間勤務を取得した職員と「同一の業務」を行うこととされており、書記官に任命できる者を任期付短時間勤務職員として確保することは相当の困難があります。

いずれにしても、平成22年6月30日から育児短時間勤務をできる職員が拡大されており、子育て中の職員にとってこの制度が利用しやすいものとなるよう育児短時間勤務の承認に当たって様々な工夫をすることにより、今後も引き続き適切に対応していくと考えています。

## 8 書記官の人材育成について

大澤企画調査部長

書記官の人材育成についてお聞かせください。

### 後藤人事局参事官

裁判所が国民から期待されている使命を果たしていくためには、書記官においても、民事、刑事、家事及び少年の各分野において、裁判官との協働態勢の下、他の職種とも相互に意思疎通を図り、連携を強化していくとともに、裁判所を利用する人々の多種多様な問題を適切に解決するため、職務遂行能力の向上を図り、適正かつ迅速な手続運営に積極的に関わっていくことが求められます。

裁判所では、これまで司法制度の充実強化に資する人材の育成に取り組んできたところですが、社会情勢の目まぐるしい変化の中、近時、裁判所に提起される紛争も複雑困難化の度合いを深めているところ、事件の適切な解決を通じて裁判所がその役割を十全に果たしていくため、職員一人ひとりが能力を伸長できる人材育成の重要性が高まっていると言えます。

これからの人材育成の取組は、これまで組織としてどのような人材を育成すべきかという育成の目標が明確な形で共有されてこなかったという問題意識から、OJTが効果的に行われるための仕組みとして構築されたものです。この取組は、各職員の自己研さんを組織的にバックアップするものであり、職員の主体的な関与の下、職員それぞれが意欲的に取り組めるよう、OJT担当者と育成対象者との間で、取り組むべき課題や目標について十分な意見交換を行うことが当然の前提となっているものです。その上で、OJT担当者とその上司や裁判官らとの間でも十分な意見交換を行い、必要な情報提供を図ることを通じて、計画的かつ継続的な取組が組織的に実践されるものと考えております。

今後は、このような取組等を通じて、法律専門職である書記官が誇りと自信を持って執務に精励できるように、人材育成の充実に取り組んでいきたいと考えています。

### 9 メンタルヘルスについて

#### 大澤企画調査部長

メンタルヘルスについてお聞かせください。

#### 春名人事局総務課長

裁判所に勤務する職員が、メンタルヘルス不調により長期に渡って療養を余儀なくされるケースは少なくありません。職員が心身ともに健康で職務に従事し、公務能率を向上させるためにも、予防、早期発見・早期対処、円滑な職場復帰と再発防止の各場面について、管理職員はもとより職員一人一人が心の健康に関する正しい知識を持つことが重要です。

メンタルヘルス不調を予防するためには、心身の不調を感じたら、自分一人で悩まないで、信頼できる人や上司等に相談するなどの行動を取ることが大切です。例えば、異動、昇任、引越し、結婚など、環境が変化する際は、思っている以上にストレスがかかると言われていますので、特に注意が必要です。職員本人の心の悩み相談や上司・同僚からの相談の窓口として、最高裁及び各高裁所在地に臨床心理士などの専門家によるカウンセリン

グ体制を整備し、その他の庁においても、カウンセリング会を実施していますので、是非活用していただきたいと思います。管理職員は、コミュニケーションが取りやすく、風通しの良い職場環境作りを心がけ、部下職員が相談しやすい雰囲気を作ることが大切です。

メンタルヘルス不調の兆候としては、遅刻・早退が増える、服装が乱れる、食欲がなくなる、表情が暗くなるといったことが挙げられるため、言葉や仕事ぶりの変化に注目することが大切です。管理職員は、これらの兆候に気づいたら速やかに話を聞き、人事担当者、健康管理医に相談するなど、適切な対応をとる必要があります。

平成27年12月1日からは改正人事院規則が施行され、ストレスチェック制度の公務への導入が義務づけられ、裁判所においても、平成28年度からの実施に向けて具体的な運用等について検討しているところです。この制度は、メンタルヘルス不調となることを未然に防止する一次予防を強化するために、定期的に職員のストレスの状況について検査を行い、職員本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促すとともに、検査結果を集団ごとに集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場のストレス低減に努めることを目的とするものです。

また、メンタルヘルス不調で療養していた職員が復帰する際は、円滑な職場復帰と再発防止のために、周囲の理解と協力が非常に重要です。裁判所では、療養のため長期間職場を離れた職員の円滑な職場復帰を支援するため、平成25年1月から、職場復帰前に、元の職場などに一定期間継続して試験的に出勤し、一定の作業を行うことにより、職場復帰に際しての不安を緩和する「試し出勤」を実施しているところです。職場の管理職員、人事担当者、健康管理医による連携と周囲の皆さんの協力を得ながら「試し出勤」を適切に運用することで、スムーズな職場復帰と再発防止が図られるよう努力したいと考えています。

## 10 フレックスタイム制について

大澤企画調査部長

フレックスタイム制についてお聞かせください。

春名人事局総務課長

裁判所においては、これまででもワーク・ライフ・バランスを実現できる勤務環境の整備に努め、働き方の見直しを始め様々な取組を実施してきているところであり、勤務時間法の一部改正を機に、新たにフレックスタイム制を導入することで、職員が柔軟な勤務形態を選択できるようにして仕事と育児や介護等との両立を推進するとともに、より一層働きやすい勤務環境の整備を進め、公務能率の一層の向上を図っていきたいと考えています。

もっとも、裁判所における組織の特殊性や職務の特性、とりわけ裁判部特有の事情等を踏まえると、特に業務密度が高くなる時間帯（おおむね午前10時から午後4時ころまで）はもとより、官庁執務時間（午前8時30分から午後5時まで）の中でも、午後4時以降の

時間帯において、各種事務処理への支障を生じさせることがないようにする必要があります。具体的には、裁判所の利用者等の対応などの窓口業務や裁判や調停の期日立会なども含めて、適正・迅速な裁判を中心とした国民に対する司法サービスへの影響が生じないよう十分に配慮する必要があると考えています。

## 11 各種裁判事務支援システム（MINTAS, KEITAS）の稼働状況等について

## 大澤企画調査部長

各種裁判事務支援システム（MINTAS, KEITAS）の稼働状況等についてお聞かせください。

### 橋爪情報政策課参事官

### (1) MINTAS の稼働状況について

民事裁判事務支援システム（MINTAS）は、現在、全国の高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所において稼働しています。

MINTASについては、平成27年12月から平成28年1月にかけて、ログインができない、又は全般的に操作に時間が掛かるという事象が全国的に生じました。その原因は、MINTASサーバの特定のハードディスクに処理が集中したこと、

今後も、迅速かつ必要な対応を行うことで、職員の裁判業務に影響を与えることなく安定的に稼働できるよう引き続き努力していきたいと考えています。

## (2) KEITAS の稼働状況について

刑事裁判事務支援システム（KEITAS）は、全国の地方裁判所において稼働しており、各庁における通常業務及び当直業務を行うに当たって利用されており、安定的に稼働しています。

平成27年1月に、各府から寄せられた意見等を踏まえ、過誤防止、事務処理の効率化や操作性の向上を図ることを目的として、[ ]に関する機能を中心に改修を行ったほか、オンラインヘルプ機能の充実を図ったり、新規インストールの際に不具合が発生した場合でも、簡易に必要な端末設定を可能とするツールを提供するなど、ユーザーにとって利用しやすいシステムになるよう努力しています。



## 橋爪情報政策課参事官

## 12 システム開発等と書記官事務について

### (1) 家庭裁判所や簡易裁判所の情報化について

大澤企画調査部長

家庭裁判所や簡易裁判所の情報化についてお聞かせください。

橋爪情報政策課参事官

#### ア 家庭裁判所の情報化について

##### (ア) 家事分野について

家事事件、人事訴訟事件等の家事分野の事件処理を行うシステムについては、民事裁判事務支援システム（MINTAS）の機能を基本とし、[ ]情報や[ ]情報に関する機能、[ ]に関する機能、[ ]に関する機能など

[ ]に関する機能などの各種機能を追加する形でMINTASの改修を行い、平成27年度に家庭裁判所への導入を完了したところであり、現在までのところ安定的に稼働しています。

今後とも、職員の裁判業務に影響を与えることなく安定して稼働できるよう努力していくたいと考えています。

##### (イ) 少年事件について

少年事件処理システムについては、従前各府ごとに分散していたサーバをセンターサーバ方式へ移行する作業を平成26年度に完了し、全国の家庭裁判所（一部の支部を含む。）66府において稼働しています。

センターサーバ化により、障害やアプリケーションの変更の必要等が発生した場合でも、原則として、サーバ側においてメンテナンスやバックアップ等の作業を行うことができるようになったことから、各府のシステム担当者の負担を軽減するとともに、重要かつ秘匿性の高い少年事件のデータを集中管理し、セキュリティレベルの強化を図ることが可能となりました。

##### イ 簡易裁判所の情報化について

期日進行管理プログラム（簡裁民事事件用及び簡裁刑事通常第一審事件用）が、全国の簡易裁判所に導入されており、民事事件及び刑事事件の処理に利用されています。

平成28年5月に、各プログラムについてセキュリティ機能の強化等のための改修を行つたほか、簡裁刑事用のプログラムについては、刑法等の一部改正を受けて、一部執行猶予制度に対応させた改修を行つたところです。

引き続きユーザにとって利用しやすいシステムになるよう努力していくたいと考えています。

(2) 情報セキュリティ (USB メモリ等による非公表情報の持ち出しを含む。) の職員への意識付けについて

大澤企画調査部長

情報セキュリティ (USB メモリ等による非公表情報の持ち出しを含む。) の職員への意識付けについてお聞かせください。

橋爪情報政策課参事官

「サイバーセキュリティ基本法」制定後、政府のサイバー攻撃に対する態勢整備が進められている中、昨年、日本年金機構において標的型メール攻撃を起因とする情報流出事案が発生し、結果として約125万件の個人情報が流出するなど、国民の関心を集めました。

一方で、職員の情報セキュリティに対する意識の欠如に起因する事案も引き続き発生しており、情報セキュリティの職員への意識付けの強化をしていくことは依然として裁判所の重要な課題の一つであると認識しています。

一般的に、情報漏えい事案の大半は人的ミスに起因すると言われており、上記日本年金機構の情報流出事案においても、職員の内規違反等の人的要因が原因の一つであると指摘されています。裁判所としても、物理的、技術的な情報セキュリティ対策に加えて、人的要因に対する方策を尽くすことが非常に重要と考えており、個々の職員に対して情報セキュリティの重要性を意識付けるため、あらゆる機会を捉えて根気強く、粘り強く指導を繰り返していくことが必要であると考えています。

具体的には、情報セキュリティ研修、情報処理研修等の研修において、情報セキュリティに関する基礎知識や最新動向を説明するとともに、実際に起こった情報セキュリティに関する事故事例を題材にすることで、職員一人一人に情報セキュリティポリシーを遵守することの重要性を実感してもらうような取組をしています。また、高地家裁の情報化関連業務担当部署とも連携して、これまでのとおり、毎年実施している情報セキュリティ対策の自己点検、情報セキュリティ監査、標的型メール攻撃訓練や、今年度から実施した情報セキュリティ対策の教育等の機会を利用して、職員の情報セキュリティに関する意識を引き続き高めていきたいと考えています。

(3) [REDACTED] と書記官事務への影響について [REDACTED]

[REDACTED] について、再度の検証及び許可が必要となるのか。」  
という点も含めて。)

大澤企画調査部長

[REDACTED] と書記官事務への影響について、[REDACTED]  
[REDACTED] について、再度の検証及び許可が必要となるのかという点も含め

てお聞かせください。

橋爪情報政策課参事官

平成28年度には、職員貸与パソコン及び共用パソコン等の全台一斉更新（約27,000台）を行う予定であり、

ことになり

ます。

により書記官事務に支障が生じることがないよう必要に応じて各業務システムの対応改修等を行っているところです。

また、更新後のパソコンのハードウェア仕様については、裁判所の業務の内容やセキュリティの確保という観点から必要な機能について検討を進めています。

職員貸与パソコン及び共用パソコン等の全台一斉更新については、これまでに経験のない大規模な作業であり、順次計画的に導入していく予定ですが、具体的な日程を調整しつつ、各府への納入に当たっては、導入事務担当者等と密に連携を図りながら、相当程度の作業期間を設けて対応していくことになります。

なお、セキュリティポリシー上、

#### (4) システム最適化の現状について

大澤企画調査部長

システム最適化の現状についてお聞かせください。

橋爪情報政策課参事官

裁判所の情報システムは、適正迅速な裁判の実現をサポートすることを目的として、各部署が多種多様な裁判手続のその時々のニーズや実情に合わせて開発、運用してきたことから、情報システムごとに運用や保守の仕方が異なるなどの状況が生じています。この状況は、職員の利便性やコストの面のみならず、近年その重要性が一段と高まっている個人情報保護等のための情報セキュリティ対策の面からも決して好ましいものではありません。

そこで、最高裁における各局課間の連携を深めつつ、中長期的な視点に立った業務の在り方や費用対効果などの観点も踏まえた上で、裁判所にとって真に必要かつ合理的な情報システムの在り方を検討していくことで、システムの最適化に取り組んでいきたいと考えています。

### 13 裁判所のガバナンス及びコンプライアンスについて

大澤企画調査部長

裁判所のガバナンス及びコンプライアンスについてお聞かせください。

福家総務局参事官

裁判所において不適切な事務が発覚した場合に、所掌部署から離れた立場から、調査の必要性や相当性を判断する部署や仕組みを設けることにより、けん制関係を機能させ、裁判所の事務の適正を確保することを目的として、また、危機発生時の即応体制を恒久的かつ安定的に機能させる仕組みを確保することを目的として、平成28年4月に、総務局第一課に新たに総合監理調整係が設置され、同係担当の参事官が新たに設置されました。

また、裁判所の事務の適正の確保に密接に関連する事務として、行政不服審査法に基づく審査庁としての事務に関する事項、公益通報に関する事項、裁判所法82条に基づく不服申出の制度に関する事項及び保有個人情報の監査に関する事項も、同係の所管事務とされています。

永田会長

本日は、長時間、多岐にわたるテーマについて、有意義なお話を聞かせいただき、ありがとうございました。最高裁事務総局の皆様方が、裁判所組織の態勢整備のために、あらゆる分野で多角的な検討を行い、書記官はじめ職員のために御努力いただいている状況をお伺いし、改めて敬意を表する次第です。

本日の座談会は、全国の会員にとって、また日書協の今後の活動を検討するに当たって、大変有益な情報を提供していただいたと思います。今後とも日書協に対して御支援を賜りますようお願い申し上げて、この座談会終了の挨拶といたします。本日は、誠にありがとうございました。



福家総務局参事官